泉南市子ども食堂ネットワーク設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、泉南市子ども食堂ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　泉南市内で子ども食堂を開催している様々な主体が、相互に連携・情報交換を図り、地域ぐるみで子どもの居場所づくりに取り組めるよう、子ども食堂の運営を支援し、子ども食堂のさらなる普及・定着を図るため、泉南市子ども食堂ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）を設置する。

（登録要件）

第３条　ネットワークの登録要件は次の（１）～（14）に掲げる要件を全て満たすものとする。

　（１）子どもに無料または安価な食事（おやつ等の軽食を含む。）を提供する子ども食堂を運営すること。

　（２）10名以上の参加者が、食事をとりながら交流することができるスペースで子ども食堂を開催すること。

　（３）子どもの様子を見守り、必要に応じて市の関係機関や専門の支援機関と連携を図ること。

　（４）年間を通じて定期的かつ継続的に子ども食堂を開催すること。

　（５）子ども食堂開催時は、常駐できる責任者を配置すること。また、責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを配置すること。

　（６）子ども食堂の実施中や帰宅時等において、利用者の安全管理に十分配慮すること。

（７）食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守するとともに、食品衛生法の許認可等の規制も含めた保健所の指導に従うこと。

（８）食品のアレルギー対策として、周知の徹底、注意事項の掲示、事前の聞き取り等の対策を講じること。

（９）感染症等の感染防止対策を講じること。

（10）子ども食堂を運営する事業について、独立した経理を行っていること。

（11）子ども食堂を宗教活動または政治活動を行うことを目的として運営する団体でないこと。

（12）子ども食堂を運営する事業について、営利を目的として運営する団体でないこと。

（13）関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がいないこと。

（14）定款、団体規則、会則等、組織及び運営に関する事項の定めがある団体であること。

（登録の届出）

第４条　ネットワークの登録を希望する団体は、「泉南市子ども食堂ネットワーク登録届」（以下、「登録届」という。）（様式第１号）を市長に提出する。

（登録）

第５条　市長は、登録届により第３条に定める登録要件を満たすと認められる子ども食堂について、「泉南市子ども食堂ネットワーク登録簿」（様式第２号）に登録する。

（登録の通知）

第６条　第５条により登録したときは、「泉南市子ども食堂ネットワーク登録通知書」（様式第３号） により当該子ども食堂の代表者に通知する。

（登録の変更）

第７条　登録している子ども食堂について、登録届の内容に変更があった場合は、「泉南市 子ども食堂ネットワーク登録事項変更届」（様式第４号）により市長に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第８条　次のいずれかに該当する場合は、｢泉南市子ども食堂ネットワーク登録辞退届」（様式第５号）に より市長に届け出なければならない。

 　（１）子ども食堂を取り止める場合

 （２）第３条に定める登録要件を満たさなくなった場合

（登録の取消）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。なお、 登録の取消を決定した時は、「泉南市子ども食堂ネットワーク登録取消通知書」（様式第６号）により当該子ども食堂の代表者に通知するものとする。

（１）登録申請の内容に虚偽があり、第３条に定める登録要件を満たしていないことが判明した場合

（２）第３条に定める登録要件を満たさなくなったと認める場合

（３）第７条に定める登録事項変更届が適切になされず、注意喚起を行ったにも関わらず必要な対応がなされない場合

（４）その他、子ども食堂の運営を適切に行うことができないと判断される場合

（ネットワークの運営）

第10条　ネットワークの運営を行うため泉南市健康子ども部家庭支援課に事務局を置く。

（１）ネットワーク事務局は、国、大阪府等が実施する子ども食堂を支援するための事業について情報を得た場合、ネットワークに登録された子ども食堂に速やかに周知する。

（２）ネットワーク事務局は、泉南市のホームページ等においてネットワークに登録された子ども食堂を広報する。

（３）その他、ネットワーク事務局が必要と認める支援を実施する。

附則 この要綱は、令和４年１０月２０日から施行する。